

府 子 第 88 号
社援地発 0327 第 12 号
平成 27 年 3 月 27 日

各 都道府県
指定都市 青少年行政主管部（局）長 殿

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長 殿
中核市

内閣府子ども若者・子育て施策総合推進室
参事官（青少年支援担当）

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

生活困窮者自立支援制度と子ども・若者育成支援施策との連携について
（通知）

平成 27 年 4 月から生活保護に至る前の段階にある生活困窮者に対する自立支援策を強化するため、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「新法」という。）が施行される。

生活困窮者自立支援制度（以下「新制度」という。）は、複合的な課題を抱える生活困窮者の自立に向け、自立相談支援事業を中核に、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業や子どもの学習支援事業などの支援を提供するものであるが、生活困窮者に対する包括的な支援を行うためには、これらの新法に基づく事業のみならず、子ども・若者育成支援推進法（平成 21 年法律第 71 号。以下「子若法」という。）に基づく子ども・若者支援地域協議会等の関係制度との連携が重要である。

今般、両制度における連携について下記のとおり通知するので、各自治体におかれては、新法の趣旨や内容を理解いただき積極的に連携を進めていただくとともに、子若法に基づく子ども・若者支援地域協議会の設置等をしていない青少年行政主管部局におかれても、同協議会に準ずるネットワークの設置や、相談窓口の機能の確保により子ども・若者育成支援施策を推進している場合には、同様に対応願いたい。

各都道府県におかれては、管内市町村(青少年行政主管部局は指定都市除く、生活困窮者自立支援制度所管部局は指定都市及び中核市除く)及び関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願ひしたい。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

1 新制度の支援調整会議等と子ども・若者支援地域協議会の連携

新制度においては、支援調整会議など、生活困窮者を早期に発見し包括的な支援を行うための地域ネットワークの構築等を目的とする協議会等が開催される。

一方、子ども・若者支援地域協議会は、地域ネットワークの整備により、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子供・若者の支援を効果的かつ円滑に行うことを目的としている。

両制度をより効果的に実施するため、これらの協議会等が、相互にその目的や趣旨について理解を深めるとともに、それぞれの活動内容、協議事項などの情報共有や必要に応じて共同開催するなどの方法により連携し、より多様で包括的な支援が可能となるようお願いしたい。

2 自立相談支援機関と子ども・若者総合相談センターの連携

新制度では自立相談支援事業を行う者(以下「自立相談支援機関」という。)が複合的な課題を抱える生活困窮者の状況に応じ、適切な支援を包括的に提供することとしている。子若法においては、子ども・若者総合相談センターが子ども・若者育成支援に関する相談に応じ、関係機関の紹介その他必要な情報の提供及び助言を行っている。

いずれも相談者の状況に応じて支援を提供することを目的としており、各々の専門性を生かして相互に連携することにより、さらに効果を発揮するものである。

このため、日頃より担当者間での情報共有を図り、関係性を構築するとともに、生活に困窮し、複合的な課題を抱える相談者について、子ども・若者総合相談センターから自立相談支援機関につなぐことや、必要に応じ、自立相談支援機関でのプラン作成に当たり開催する支援調整会議に、子ども・若者総合相談センターが参加することなどが考えられる。

相談者をつなぐ場合や、ともに支援する場合は、相談の時点で聞き取った相談者の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等を、個人情報取り扱いに配慮し、本人に同意を得た上で共有することが基本となる。なお、各自治体にお

いて定める個人情報保護条例に則った対応が必要であることに留意すること。

子ども・若者育成支援推進法について

H22.4.1施行

背景

- 有害情報の氾濫等、子ども・若者をめぐる環境の悪化
- ニート、ひきこもり、不登校、発達障害等の子ども・若者の抱える問題の深刻化
- 従来の個別分野における縦割りの対応では限界

趣旨・目的

- 子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備(基本法的性格)
 - ・国の本部組織や大綱、地域における計画やワンストップ相談窓口等の枠組み整備
 - ・学校教育法、児童福祉法、雇用対策法等関係分野の法律と相まって子ども・若者育成支援施策を推進
- 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

子ども・若者育成支援施策を推進するための
枠組みづくり

〔 国 〕

〔 地方公共団体 〕

子ども・若者育成
支援推進大綱

勸案

都道府県、市町村
子ども・若者計画
(努力義務)

策定

子ども・若者育成
支援推進本部
(本部長:総理)

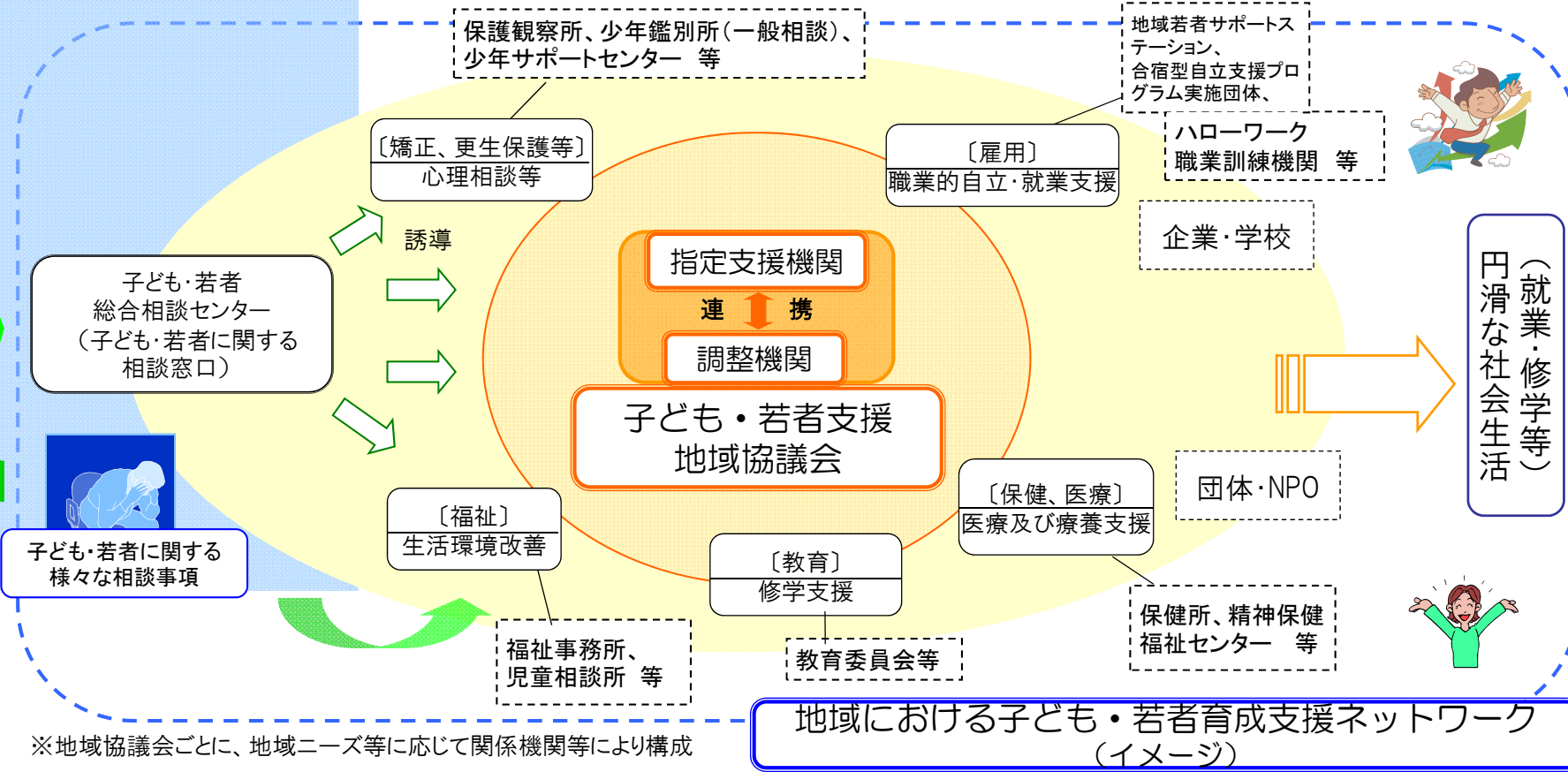
基本理念

国の基本的な施策等

- ・各関連分野における施策の総合的な実施
- ・国民の理解の増進等(国民運動の展開)
- ・社会環境の整備
- ・子ども・若者総合相談センターの体制確保
- ・年次報告の作成公表

社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域において支援するためのネットワークづくり

- ・関係機関等 : 各種支援の実施 状況把握、誘導、支援内容等の周知
〔相談～訪問支援(アウトリーチ)、助言、指導 医療、療養 生活環境改善 〕
〔修学・就業 知識技能の習得 等の支援 〕
- ・地域協議会(地方公共団体が単独又は共同で設置): 支援内容の協議、情報の交換～秘密漏洩の禁止
 - └ ①調整機関: 協議会の事務の総括、構成機関等との連絡調整、支援状況の把握と連絡調整
 - └ ②指定支援機関: 支援状況を把握しつつ、必要に応じ自ら支援
- ・国 : 調査研究、人材の養成、情報の提供及び助言等の支援



※地域協議会ごとに、地域ニーズ等に応じて関係機関等により構成

地域における子ども・若者育成支援ネットワーク
(イメージ)